



「批判」という言葉は、哲学者の牧野紀之氏によれば、明治時代にドイツ語の Kritik（クリティック）の訳として生まれたもので、元のドイツ語の意味は「限界の指摘」だそうです。このことは物事を判断するとき誰でもその事に問題がないか、すなわち限界は何かを考えるのには非難の意味はありません。そこ提案は批判が前提となっているた

批判と提言・実践

一月の子ども会議では、マインクラフトや漫画、VRを活用した発信など素晴らしい提案を受けました。二月の第7回男山地域まちづくり連携協定年次報告会では、これまでの取り組み（提案の実践）の状況そして今後の取り組みの方向性を協議していくことを確認できました。三月は、市議会で令和3年度の予算案が審議されます。コロナ禍での市民の皆様の生活を守り、令和の八幡市の礎を皆様とともに創る努力を進めてまいります。

住居確保給付金についてのお知らせ

離職や休業等により住居を喪失またはその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間の家賃相当額（上限あり）を、貸主等に直接支給します。

△対象者 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人

△支給期間の延長 令和3年3月末までに新規申請して要件を満たした人に限り、最長9カ月であった支給期間を最長12カ月まで延長することができます。

※申請方法など詳しくはQRコードからアクセスし、ご確認ください。下記までお問い合わせください。

問生活支援課（☎983-1138）



30日（金）までです。忘れず申請方法、市民課で出生届を提出される際に子育て支援課にて申請の案内をしておりますので、お立ち寄りください。※必要書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。

石清水八幡宮駅自転車駐車場の運営について

石清水八幡宮駅自転車駐車場は、4月1日から八幡市が運営する予定です。詳しくは

広報やわた4月号でお知らせいたします。
問管理・交通課（☎983-5144）

1123、子育て支援課
☎983-1112

市ホームページまたはお問い合わせください。
問商工観光課（☎983-2853）

車両の通行止め

通行止め区間 京阪電気鉄道株式会社放生川踏切から八幡市営駐車場南側の交差点まで

※通行止めとする期間と日時は3月27日（土）～4月11日（日）の土・日曜日で午前10時～午後4時を予定しています。なお、交通状況により規制を解除する場合があります。詳しく述べます。桜の観



八幡市営駐車場の入庫制限

次の期間において市営駐車場の入庫制限を行う予定です。

日時 3月27日（土）～4月11日（日）午前8時～午後6時
※入庫制限期間中も出庫は可能です。

問商工観光課（☎983-2853）

3月27日（土）～4月11日（日）に淀川河川公園背割堤地区で開催を予定されていた「令和3年背割堤さくらまつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、背割堤さくらまつり実行委員会において中止が決定されました。

なお、淀川河川公園背割堤地区は通常通り入園いただけますが、来園者の増加が予想されます。桜の観

花見客による付近道路の混雑状況に応じて、車両の通行止めおよび八幡市営駐車場の入庫制限を実施します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。
※桜の開花状況等により、通行止めおよび入庫制限を延長または緩和する場合があります。

覽時期における背割堤の利用方法など詳しくは、背割堤さくらまつりのホームページ

（☎63-35120）

一ジをご覧ください。
問さくらであります館（☎63-35120）

付近道路の車両通行止めおよび八幡市営駐車場の入庫を制限

中小企業者等事業継続支援金の申請期限を延長

売上が減少した市内の事業者が事業継続のために融資を受けた場合に支給する「八幡市中小企業者等事業継続支援金」について、新型コロナウイルス感染症の

影響の長期化を鑑み、申請期限を令和3年3月31日（水）まで延長します。

△要件 融資制度を利用した中小企業・個人事業主で、申請する3ヵ月以上前

八幡市が初めての住民登録となる令和2年4月28日

から令和3年4月1日までに生まれた新生児がいる世帯に対し、新生児1人当たり10万円を給付しています。

特別定額給付金（新生児分）の申請はお済みですか

から本市に住所（法人は所在地）、もしくは支店等の事業所を有すること

△支給額 1事業者につき

10万円
△支給要領等配布場所 商工観光課、商工会
※申請方法など、詳しくは

1123、子育て支援課
☎983-1112

市ホームページまたはお問い合わせください。
問商工観光課（☎983-2853）

環境業務課の移転について

新庁舎整備に伴い、環境事務所（環境業務課）の業務場所を3月16日（火）から新しい別館に移転します。これに伴い、大型ごみの受付場所も新しい別館にて行います。お間違えのないようにご注意ください。

※電話番号等に変更はありません。

問庁舎整備に関する事務課（☎983-2932）、ごみの収集業務に関する事務課（☎983-5340）

